

# 第4次 日向東臼杵広域連合 広域計画

計画期間：平成28年度～平成32年度

日向東臼杵広域連合

## ～ も く じ ～

計画策定にあたって	1
1 広域計画の期間及び改定に関する事	3
2 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事	3
3 一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事	6
4 火葬場の設置、管理及び運営に関する事	8
●資料編	
○ 根拠法令等	1 2
○ 日向東臼杵広域連合広域計画策定等委員会設置規程	1 3
○ 策定体制	1 4
○ 策定経過	1 4
○ 日向東臼杵広域連合広域計画策定等委員会委員名簿	1 5

## 計画策定にあたって

平成 13 年 4 月、日向市、東臼杵南部の旧 1 市 2 町 5 村は、圏域の共通する課題に対応していくため、「日向地区衛生施設組合」を発展的に解散し、「日向東臼杵南部広域連合」を設立しました。

平成 17 年 4 月には、建替えを進めていた「日向地区斎場東郷霊苑」（以下「東郷霊苑」という。）の供用を開始し、また、平成 18 年 2 月に、し尿処理施設の事務を日向市に承継するなどし、平成 18 年度からは、最終処分場、火葬場及びごみ処理施設の設置及び管理運営の 3 つの事務を行っています。

その後、市町村合併に伴い、関係市町村は、日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村の 1 市 2 町 2 村（以下「構成市町村」という。）となり、平成 26 年 4 月、名称を「日向東臼杵広域連合」としました。

### 1. 計画策定の趣旨

本計画は、広域連合が総合的かつ計画的に施策を実施するため、地方自治法第 291 条の 7 にその策定が義務付けられています。

計画に記載する項目については、日向東臼杵広域連合規約第 5 条で定めています。

### 2. 計画の基本方針

「日向東臼杵南部広域連合広域計画」（計画期間：平成 23 年度～27 年度）が、平成 27 年度をもって計画期間満了となることから、これまで 5 年間の事務事業を検証し、現行計画を見直します。

広域連合は、圏域住民の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び住民福祉の増進を図るため、以下のことを目指します。

1. 安全で安定した施設の管理・運営
2. 事務事業の効率化・公平化
3. 住民サービスの向上
4. 構成市町村や関係機関・団体との連携の充実

## 1 広域計画の期間及び改定に関すること

広域計画の期間は、原則として、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とし、その後は、5 年間を単位に、計画期間の満了前に見直しを行います。

ただし、事務事業の追加等変更に必要なが生じた場合は、議会の議決を経て改定するものとします。

## 2 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること

### 【経緯】

一般可燃ごみ焼却処理施設である現在の清掃センターは、平成 3 年 3 月に日向市、門川町及び旧東郷町で組織する日向地区衛生施設組合において設置され、平成 12 年 4 月からは旧南郷村、旧北郷村、諸塚村も同組合に加入し、平成 13 年 4 月 1 日から、本広域連合が事務を承継しています。

また、平成 19 年度には、単独処理を行っていた美郷町西郷区及び椎葉村が本事務に加入し、圏域内における共同処理体制が整いました。

施設の管理運営については、平成 11 年 4 月からダイオキシン類削減対策として 24 時間完全連続運転を実施し、運転管理業務は民間に委託しています。

また、平成 12、13 年度に、排ガス高度処理施設、灰固形化処理施設の新設を含めた基幹的施設整備事業を行い、公害防止機能の向上を図っています。

平成 20 年度には、安全で安定した処理能力を確保しながら施設の延命化を図るなどの目的で、「焼却処理施設延命化長期計画書」（以下「延命化長期計画」という。計画期間：平成 21 年度～30 年度）を作成しました。

平成 22 年度、国の循環型社会形成推進交付金制度が創設されたことから、同制度を活用し施設の基幹的設備改良事業を行うこととなり、「日向東臼杵南部広域連合清掃センター長寿命化計画書」（以下「長寿命化計画」という。計画期間：平成 22 年度～35 年度）を作成しました。

これにより、平成 22 年度から 26 年度にかけて、清掃センターの主要設備である燃焼設備、排ガス処理設備などの基幹的設備改良工事を行いました。

また、平成 22 年度に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（計画期間：平成 22 年度～36 年度）を、ごみ処理の状況の変化に対応するため、平成 26 年度に見直しを行いました。

## 【現状と課題】

延命化長期計画に掲げるごみ減量化（平成 30 年度までに 20%減量目標）については、平成 19 年度焼却量 31,208 t に対し、平成 26 年度焼却量 22,817 t で、約 27%の削減となり、目標を大きく上回る成果となりました。

焼却量やダイオキシン類濃度などの分析結果は、本広域連合ホームページ等において公開しています。

清掃センターは、供用開始以来 25 年を経過し、設備機器の老朽化が進んでいます。

また、近年、ごみ量も減少してきていることから、計画的に設備機器の整備を実施し、公害対策に十分配慮しながら、より効率的に、安全で安定したごみ処理を行い、施設の延命化を図る必要があります。

構成市町村は、少子高齢化社会の到達等、人口減少に伴う社会状況の変化を考慮しつつ、循環型社会に対応した、より効率的なごみ処理を行うために、ごみの分別方法や有料化など、統一したごみ減量化施策の推進が求められます。

### ○焼却量の推移

(単位：t)

年度 区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
日向市	20,668	18,653	16,735	16,398	16,482
門川町	5,863	5,854	5,856	5,918	4,868
美郷町	935	932	909	892	884
諸塚村	198	209	208	215	209
椎葉村	374	380	383	382	374
合 計	28,038	26,028	24,091	23,805	22,817

### ○施設の概要

所在地	日向市大字富高 2192 番地
供用開始	平成 3 年 3 月
処理能力	160 t / 24 h (80 t / 24 h × 2 基)
処理方式	全連続燃焼式焼却

## 【施策の展開】

### (1) 施設の適正な管理・運営、住民サービスの向上

清掃センターに搬入されるごみ量、ごみ質に的確に対応した効率的な運転管理を行うとともに、利用者の利便性の向上を図ります。

また、ダイオキシン類等の低減や温室効果ガスの排出削減等の環境負荷の低減対策に取り組めます。

### (2) 施設の延命化の推進

施設の延命化を図るため、長寿命化計画を適宜見直し、計画的・継続的に、施設整備、保守点検を行います。

また、長寿命化計画において、延命化の目標年度を平成 35 年度としているため、その後の施設の更なる延命化、施設の更新について検討します。

### (3) 災害廃棄物処理

国の「災害廃棄物対策指針」、県の災害廃棄物処理計画、構成市町村の計画の内容と整合性を図りつつ、広域連合において行うべき災害廃棄物の処理に関する計画の策定に取り組めます。

### (4) 情報の公開

焼却量やダイオキシン類濃度など、清掃センターの管理運営状況については、広域連合のホームページ等により適切に情報公開し、開かれた行政運営に努めます。

### (5) 関係機関との連携

国・県、構成市町村、日向入郷地区 4 R 推進協議会などの関係機関と連携し、情報の共有化を図ります。

また、施設設置にかかる周辺地域の環境保全対策については施設所在地の日向市と協力して対応していきます。

延命化長期計画に掲げるごみ総排出量 20%削減の目標は達成していますが、構成市町村の更なるごみ減量を促進します。

### 3 一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関すること

#### 【経緯】

平成 11 年 2 月、日向市を除く構成旧 7 町村（以下「旧 7 町村」という。）は、広域一般廃棄物最終処分場（以下「広域最終処分場」という。）を共同で設置することに合意し、「宮崎県ごみ処理広域化計画」において、旧 7 町村が共同で管理型最終処分場を整備することが明記されました。

その後、「宮崎県日向・入郷地区ごみ対策協議会」（以下「ごみ対策協議会」という。）において、広域最終処分場を門川町内に整備することが承認され、平成 12 年 4 月に設置された「東臼杵南部広域最終処分場整備計画策定協議会」が主体となり、基本計画の策定や建設予定地の周辺住民に対する説明会等が行われました。

平成 13 年 4 月 1 日からは、広域連合が運営主体としてその事務を承継し、平成 14、15 年度に施設整備基本計画の策定及び生活環境影響調査を実施しましたが、調査の結果、用地の不足が生じること等が判明し、計画の見直しが必要となりました。

また、平成 16 年 7 月のごみ対策協議会において、ごみの減量化と循環型社会の構築への取組を早急に推進するために、広域最終処分場整備より日向市を含む広域のリサイクルプラザ計画を優先させることが決議され、広域最終処分場整備計画は一時保留されることとなりました。

リサイクルプラザ計画については、平成 18 年 8 月のごみ対策協議会において、民間の複合型リサイクル施設をその代替施設として位置付けるという確認が構成団体よりなされ、平成 19 年 4 月に民間の複合型リサイクル施設が供用を開始しました。

一時保留とされていた広域最終処分場整備については、平成 23 年 5 月に「広域最終処分場建設推進協議会」を設立し、建設候補地の選定等について数年にわたり検討を行い、門川町内に候補地を選定することができました。

なお、旧候補地であった門川町栄ヶ丘の土地は、地滑り箇所があることや必要な用地の確保が困難であることから、平成 26 年 5 月開催の正副連合長会議において候補地から除外されることが正式に決定され、同年 11 月に関係地区住民を対象とする説明会を開催し、その報告を行いました。

また、日向市を除く構成町村の不燃残渣の処理について、2 町 2 村が日向市に対して平成 17 年度から日向市一般廃棄物最終処分場（以下「日向市最終処分場」という。）の共同利用の申入れを行っており、平成 25 年 4 月 1 日から 2 町 2 村の不燃物残渣の受入が開始され、日向市最終処分場が実質的に広域的施設となりました。そのため、次期最終処分場については、日向市最終処分場の埋立て終了年を考慮しながら、構成市町村の共同処理となる施設を整備することとしています。



## 【現状と課題】

現在、日向東臼杵圏域の市町村から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの処理残渣は、日向市最終処分場において埋立て処分されています。そのため、次期最終処分場は、日向市最終処分場の埋立て終了年を考慮しながら整備することとしています。構成市町村において次期最終処分場は日向市域外に建設することが意思決定されていることから、今後は、候補地について関係機関と協議・検討を行い、地元住民との合意形成のための説明会や地権者との交渉、各種調査業務など整備に向けた事務を進めることとなります。

また、現在の日向東臼杵広域連合規約第4条第2項において、一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務に日向市が入っていませんが、次期最終処分場は1市2町2村の共同処理となる施設を整備することから、日向市の事務加入について協議することとなります。

○構成市町村の最終処分量の推移

(単位：t)

年度 区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
日向市	2,662	2,462	2,074	2,065	2,011
門川町	1,048	1,083	1,034	825	668
美郷町	161	179	180	137	135
諸塚村	31	41	34	34	34
椎葉村	61	63	60	54	54
合計	3,963	3,828	3,382	3,115	2,902

## 【施策の展開】

### (1) 管理型最終処分場の整備

構成市町村と連携しごみの減量化、資源化を推進することにより、日向市最終処分場における埋立て量を削減し、施設の延命化を図りつつ、埋立て終了年を考慮しながら、次期最終処分場の整備に向けた検討を行います。

## (2) 情報の公開

圏域内のごみ排出量や処理の現状、一般廃棄物最終処分場の必要性、次期最終処分場整備事業の進捗状況等について、圏域住民はもとより広く情報を公開します。

## (3) 関係機関との連携

次期最終処分場候補地について、構成市町村及び関係機関と緊密に協議を行いながら、地元住民との合意形成については、門川町と連携し住民説明会等を実施します。

また、構成市町村担当課長会等において事業の進捗状況等を報告し、情報の共有化を図るとともに、将来必要となる財源等については県の関係部署と協議を行い、円滑な事業の推進に努めます。

## 4 火葬場の設置、管理及び運営に関すること

### 【経緯】

東郷霊苑は、日向市、門川町及び旧東郷町が昭和 53 年 10 月に共同設置し、日向市への事務委託により管理・運営を開始、平成 13 年 4 月 1 日からは広域連合が運営主体として事務を承継しました。

旧斎場の老朽化に伴い、現在の斎場を平成 14 年度から 16 年度にかけて建設し、平成 17 年 3 月に完成、同年 4 月 1 日に管理業務を民間に委託して供用を開始しました。

平成 25 年度からは、管内の葬祭事業者及び構成市町村担当者合同会議を開催し、事業の進捗や斎場の運営状況等について情報の共有化を図るとともに、斎場利用者の更なる利便性の向上を図るため協議・検討を行っています。

平成 27 年度には、圏域住民へのサービス向上と施設の適正管理と効率化、並びに地球温暖化防止対策を積極的に推進するため、「第 2 次日向地区斎場東郷霊苑管理運営中期計画（平成 28～32 年度）」（以下「中期計画」という。）を策定しました。

これまで、地域の環境保全と設備機器の適正な保守管理に努めながら、利用者に対して丁寧なサービスを提供するとともに、事業の進捗や運営データなど、業務運営にかかる各種情報等については広く公開し、開かれた行政運営に努めてきました。

## 【現状と課題】

東郷霊苑は、圏域唯一の火葬場として、人生終焉の場であるとともに遺された者にとって心のけじめをつける厳粛な施設です。また、公衆衛生上の重要な施設としての役割を担っており、安定した施設の維持管理に努めています。

しかしながら、供用開始から10年が経過し設備等に経年劣化による老朽化が見られます。そのため、平成32年度には耐用年数が15年の機器・設備や待合棟の外壁等を対象とする基幹整備工事が必要となります。また、その他の機器・設備についても、専門業者による点検等を実施しながら、利用者の利便性の向上と安定した火葬が執行できるよう、機器等の状態を正確に把握し、中期計画に基づきながら年次的に整備する必要があります。

### ○火葬件数の推移

(単位：件)

年度 区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
日向市	714	714	714	735	746
門川町	229	204	239	234	251
美郷町	133	143	141	99	133
諸塚村	30	34	24	18	28
椎葉村	32	26	25	38	32
圏域外	27	20	23	17	29
合計	1,165	1,141	1,166	1,141	1,219

### ○施設の概要

所在地 日向市東郷町山陰丙 619 番地  
供用開始 平成17年4月  
火葬炉数 大型炉5基及び小型炉1基

## 【施策の展開】

### (1) 安全で安定した施設の管理・運営

専門業者による点検や東郷霊苑運転管理業務の受託者との連絡会議を定期的に行い、設備や機器の状態を正確に把握し適正な施設管理に努めます。

また、供用開始から10年が経過した各設備等について、中期計画に基づき、計画的な維持補修工事を行います。

(2) 住民サービスの向上と経営の効率化

多様化する住民ニーズを的確に把握し、丁寧なサービスを提供するとともに、利用者の更なる利便性の向上を図るため霊苑の環境改善に努めます。

また、年々火葬件数の増加が予測されることから、効率的な経営が図られるよう関係機関との連携を強化するとともに、計画に基づいた適正な施設の維持管理に努めます。

(3) 情報の公開

東郷霊苑の運営状況や施設・設備の整備状況等について、広く情報を公開し、開かれた行政運営に努めます。

(4) 関係機関との連携

葬祭事業者及び構成市町村担当者合同会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、構成市町村における圏域住民の事務手続きの効率化を図るため、関係機関の協力体制の強化に努めます。

# 資料編

## ○地方自治法（抜粋）

第 291 条の 7 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を策定しなければならない。

2 広域計画は、第 291 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

3 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

4 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

5 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めたときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域連合の実施に関し必要な措置を講ずるべきことを勧告することができる。

6 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行ったときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

## ○日向東臼杵広域連合規約（抜粋）

第 5 条 広域連合が作成する広域計画は、次の項目について記載するものとする。

- (1) 一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関すること。
- (2) 火葬場の設置、管理及び運営に関すること。
- (3) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (4) 広域計画の期間及び改定に関すること。

## ○日向東臼杵広域連合広域計画策定等委員会設置規程

第1条 日向東臼杵広域連合規約（平成26年度宮崎県シレイ21950-2333。以下「規約」という。）第5条に規定する広域計画（以下「広域計画」という。）の策定等を行うため、日向東臼杵広域連合広域計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広域計画の策定に関すること。
- (2) 規約の変更に関すること。
- (3) その他日向東臼杵広域連合（以下「広域連合」という。）の運営に関し必要な事項。

第3条 委員会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

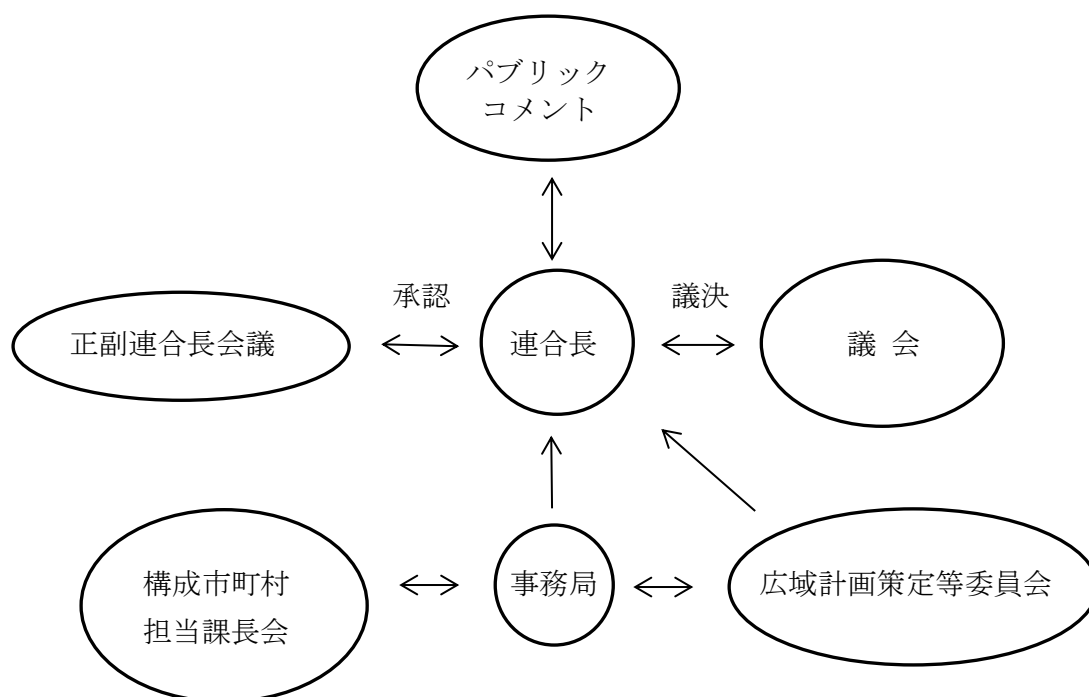
第6条 委員会の庶務は、広域連合事務局において処理する。

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第3条関係）

日向市環境政策課長  
日向市市民課長  
門川町環境水道課長  
美郷町町民生活課長  
諸塚村住民福祉課長  
椎葉村税務住民課長  
日向市総務課長  
日向市財政課長  
日向市職員課長  
日向市総合政策課長

## ○策定体制



## ○策定経過

年月日	事項
平成 27 年 8 月 17 日	第 1 回構成市町村担当課長会
9 月 16 日	第 2 回構成市町村担当課長会
10 月 8 日	第 1 回広域計画策定等委員会
11 月 17 日	第 2 回広域計画策定等委員会（書面審議）
12 月	パブリックコメント
平成 28 年 1 月 25 日	平成 27 年度第 2 回正副連合長会議
2 月 24 日	広域連合議会議決



## ○広域計画策定等委員会委員名簿

委員会役職	氏 名	役 職
会 長	小 林 隆 洋	広域連合 副長
委 員	石 谷 英 俊	日向市 環境政策課長
委 員	安 藤 三 邦	日向市 市民課長
委 員	山 松 富 士 光	門川町 環境水道課長
委 員	廣 瀬 雄 二	美郷町 町民生活課長
委 員	甲 斐 光 治	諸塚村 住民福祉課長
委 員	黒 木 治 実	椎葉村 税務住民課長
委 員	神 崎 康 徳	日向市 総合政策課長
委 員	門 脇 功 郎	日向市 総務課長
委 員	日 高 章 司	日向市 財政課長
委 員	田 中 藤 男	日向市 職員課長